○中央選挙管理会告示第四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十二条第一項の規定に基づき、平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年二月二十七日　中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1　選挙の種類　平成28年7月10日執行参議院比例代表選出議員選挙

2　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）　5,200万円

3　報告書の要旨

候補者名	今井　絵理子	参議院名簿届出政党等	自由民主党	平成28年6月15日から平成28年9月28日まで
出納責任者氏名	松本　成張			

収入

主たる寄附者（氏名又は団体名）	（職業）	（寄附額）
自由民主党東京都参議院比例区第九十六支部		16,064円

支出

（費目）	（金額）
人件費	0円（0）
家屋費	0（0）
選挙事務所費	0（0）
集合会場費	0（0）
通信費	0（0）
交通費	0（0）
印刷費	1,190,700（0）
広告費	0（0）
文具費	0（0）
食糧費	0（0）
休泊費	0（0）
雑費	0（0）
今回計	1,190,700（0）
前回計	33,359,691（0）
総計	34,550,391（0）

その他の寄附	0件	0
その他の収入		0（0）
今回計		16,064（0）
前回計		29,404,777（0）
総計		29,420,841（0）

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成29年2月7日	第4回報告分

備考　支出の各欄ごとの（　）内は、専ら公職選挙法第49条の2の規定による投票に関してする選挙運動で国外においてするものに関する支出を外書として記載したものである。

○中央選挙管理会告示第五号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十七年中央選挙管理会告示第三号の政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年二月二十七日　中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

異動の届出年月日	異動事項	新	旧
平成二十九年二月七日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	日本のこころ	日本のこころを大切にする党
	政党その他の政治団体の名称本部の所在地	東京都千代田区永田町一丁目一一番二八号	東京都千代田区永田町一丁目一一番二八号クリムゾン永田町ビル6F

○外務省告示第六十四号

平成二十八年八月二十五日にパナマ市で、租税に関する情報の交換のための日本国政府とパナマ共和国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、平成二十九年三月十二日に効力を生ずる。

平成二十九年二月二十七日　外務大臣　岸田　文雄

租税に関する情報の交換のための日本国政府とパナマ共和国政府との間の協定

日本国政府及びパナマ共和国政府は、

租税に関する情報の交換のための協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　目的及び適用範囲

両締約国の権限のある当局は、この協定の対象となる租税に関する両締約国の法令の運用又は執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。そのような情報には、この協定の対象となる租税の決定、賦課及び徴収、租税債権の回収及び執行並びに租税事案の捜査及び訴追に関連する情報を含む。情報は、各締約国の法令に従うことを条件として、この協定に従い入手し、交換し、及び秘密として取り扱う。この協定に基づいて被要請国が情報を入手し、及び提供するに際しては、被要請国の法令又は行政上の慣行によって当該情報を有する者に対して保障されている手続上の権利及び保護は、これらの権利及び保護が実効的な情報の交換を不当に妨げ、又は遅延させる場合を除くほか、引き続き適用される。

第二条　管轄

被要請国は、その当局によって保有されておらず、かつ、その領域的管轄内にある者によって保有され、又は管理されていない情報については、それを提供する義務を負わない。

第三条　対象となる租税

この協定は、一方の締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体のために課される全ての種類の租税について適用する。

第四条　定義

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b)　「パナマ」とは、パナマ共和国をいい、地理的意味で用いる場合には、パナマ共和国の領域（内水、領空及び領海を含む。）並びにその領海の外側に位置する区域であって、パナマ共和国が国際法に基づいて、かつ、パナマ共和国の国内法令の適用上、海底、その下及び上部水域並びにそれらの天然資源に関して管轄権又は主権的権利を行使している又は将来において行使することができる全ての区域をいう。